

指定管理者候補者の選定について [静岡県立富士見学園]

静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課

1 趣旨

静岡県立富士見学園は、主に18歳以上の知的障害者を対象として、自立した生活に必要な訓練を行う入所施設です。これまで、平成21年度から指定管理者による施設の管理を行っており、このたび平成30年度末をもって現在の指定期間が満了となることから、次期指定管理者の候補者を選定しました。

2 施設の概要

施設の名称	静岡県立富士見学園			
設置目的	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設として、施設入所支援を行うとともに、次の障害福祉サービス等を行うこと。 (1)同法第5条第7項に規定する生活介護 (2)同法第5条第12項に規定する自立訓練 (3)同法第5条第8項に規定する短期入所 (4)知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定による措置を採ることが決定された者に対する更生援護			
設置	昭和39年2月			
所在地	富士市大淵2158番地			
敷地面積	27,506.37 m ²			
施設概要	施設名	延べ面積	構造	建築年
	管理棟及び入所棟	3,206.86 m ²	鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階	平成元年
	家庭生活実習棟	48.60 m ²	鉄筋コンクリート造 1階	
	作業棟A	313.20 m ²	重量鉄骨造1階	
	作業棟B	200.00 m ²	重量鉄骨造1階	
	車庫	67.92 m ²	重量鉄骨造1階	
	温室	148.83 m ²	軽量鉄骨造1階	
	物置	132.49 m ²	その他2階	
	物置B	42.15 m ²	木造1階	
	渡り廊下棟	59.97 m ²	軽量鉄骨造1階	平成14年
	体育館	554.48 m ²	重量鉄骨造1階	平成21年
	計	4,774.50 m ²		

利用者数	41人（平成30年4月1日現在）
現在の管理運営状況	指定管理（社会福祉法人あしたか太陽の丘）

3 指定管理者の募集

募集方法	公募	
申請期間	（募集要項配布）平成30年9月11日～9月21日 （現場説明会）平成30年9月25日 （申請受付）平成30年9月26日～平成30年10月24日	
募集内容	事業計画書の提出	「静岡県立富士見学園指定管理者募集要項」に基づき、管理運営内容と県が支払う委託料を含めた収支計画の提案を事業計画書として提出する。
	管理運営方針	一人でも多くの障害のある人の地域移行を支援するために管理運営を行う。
	指定の基準	知事は、申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に富士見学園の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。 (1) 事業計画書の内容が、利用資格を有する者の平等な利用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。 (2) 事業計画書の内容が、富士見学園の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。 (4) 社会福祉法人であること。
	業務内容	(1) 生活介護、短期入所、施設入所支援に係る介護給付費及び自立訓練に係る訓練等給付費の支給の決定を受けたものについての利用の承認 (2) 前号の利用の承認を受けた者に対して生活介護、短期入所、施設入所支援及び自立訓練を行うこと。 (3) 措置決定を受けた者に対して更生援護を行うこと。 (4) 富士見学園の維持管理に関する業務 (5) その他静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例第4条第2項に掲げる業務
	指定期間	平成31年4月1日～平成36年3月31日（5年間）

県が支払う委託料	申請者による提案に基づき、予算の範囲内で年度ごと支払う。ただし、各年度における上限額は以下のとおりである。 (単位：千円)					
	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	合計
	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	95,000
利用料金制度	指定管理者の収入は、指定管理者自らが障害者総合支援法に基づく事業者指定を受けた上で市町から支給される自立支援給付費及び利用者負担金であり、この収入の法的性格は地方自治法上の使用料(指定管理者制度における利用料金)にあたらないため、適用対象外である。					

4 指定管理者選定審査会

選定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者や団体代表者等からなる「静岡県立富士見学園指定管理者選定審査会」を設置する。 ・静岡県立富士見学園指定管理者募集要項において、募集方法、審査項目、配点等を決定する。 ・選定審査会において、申請内容のヒアリング及び審査を行い、募集要項に定めた審査項目と配点により申請者の申請内容を評価する。 							
指定管理者選定審査会委員	増田 樹郎 (静岡県福祉大学特任教授、愛知教育大学名誉教授) 小出 隆司 (静岡県手をつなぐ育成会 会長) 天良 昭彦 (静岡県知的障害者福祉協会 副会長) 杉山 明喜雄 (杉山明喜雄公認会計士事務所 公認会計士) 田光 祥浩 (静岡県健康福祉部障害者支援局長)							
審査項目及び配点	<table border="1"> <thead> <tr> <th>審査項目・配点</th> <th>審査の視点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1 管理を安定して行う能力(全12点)</td> <td>管理運営の実績が十分かどうか。 ・主に知的障害者を対象とする障害者支援施設の運営実績 ・主に知的障害者を対象とする生活介護、自立訓練、短期入所の取組実績</td> </tr> <tr> <td>安定的な運営を確保するために十分な経営基盤があるかどうか。また、財務状況の透明性が十分に保たれているか。</td> </tr> <tr> <td>過去3年間の指導監査等において、行政当局から法令等に基づく指摘・指導を受けたことがないか。また、その対応は適切かどうか。</td> </tr> <tr> <td>社会福祉事業の第三者評価を受審した実績があるか。また、その結果を受けての対応は十分かどうか。</td> </tr> </tbody> </table>	審査項目・配点	審査の視点	1 管理を安定して行う能力(全12点)	管理運営の実績が十分かどうか。 ・主に知的障害者を対象とする障害者支援施設の運営実績 ・主に知的障害者を対象とする生活介護、自立訓練、短期入所の取組実績	安定的な運営を確保するために十分な経営基盤があるかどうか。また、財務状況の透明性が十分に保たれているか。	過去3年間の指導監査等において、行政当局から法令等に基づく指摘・指導を受けたことがないか。また、その対応は適切かどうか。	社会福祉事業の第三者評価を受審した実績があるか。また、その結果を受けての対応は十分かどうか。
審査項目・配点	審査の視点							
1 管理を安定して行う能力(全12点)	管理運営の実績が十分かどうか。 ・主に知的障害者を対象とする障害者支援施設の運営実績 ・主に知的障害者を対象とする生活介護、自立訓練、短期入所の取組実績							
	安定的な運営を確保するために十分な経営基盤があるかどうか。また、財務状況の透明性が十分に保たれているか。							
	過去3年間の指導監査等において、行政当局から法令等に基づく指摘・指導を受けたことがないか。また、その対応は適切かどうか。							
	社会福祉事業の第三者評価を受審した実績があるか。また、その結果を受けての対応は十分かどうか。							

	2 職員体制の確保及び移行計画 (全 21 点)	支援のための人員配置と支援体制は、よりよい利用者処遇を確保できるかどうか。
		施設長やサービス管理責任者となる予定者の確保、育成の計画は利用者にとってよい支援が実現できると思われるものかどうか。
		指定管理業務開始までに行う従業者の確保計画は現実的かつ十分かどうか。
		職員の研修計画は現実的かつ利用者処遇向上が期待できるものであるかどうか。
		業務の引継ぎや利用者処遇についての移行計画は現実的かつ十分かどうか。
	3 適切なサービスの提供 (全 33 点)	生活介護及び自立訓練（生活訓練）の利用者の地域移行をめざすための効果的な支援が提案されているかどうか。
		その他、利用者の地域移行を促進する独自の提案があるかどうか。また、それは県立施設として行うのが適当か。
		強度行動障害等のある利用者が安心して生活するための取組が提案されているかどうか。
		柔軟な利用期間の運用を行うため、利用者のアセスメント等を十分に行う支援が提案されているかどうか。
		退園後の利用者の地域移行を定着させるための効果的な取組が提案されているかどうか。
		地域の関係機関との連携に関する提案は、利用者の地域移行・定着を促進するものかどうか。
	4 権利擁護等に関する取組 (全 9 点)	利用者の権利擁護に対する取組は十分かどうか。また、利用者等からの苦情受け付けに関する取組は適切か。
		利用者の個人情報の保護に対する取組は十分かどうか。
	5 危機管理対策 (全 6 点)	事故の防止、災害、事故、感染症等発生時の対応の取組は利用者の安心安全を確保できるものかどうか。

6 効果的な運営、適切な施設管理 (全 16 点)	管理業務の効率的な執行方法が提案されているかどうか。
	施設利用率の向上に向けた取組が提案されているかどうか。
	施設設備及び物品の維持管理能力が十分か。
	収支計画の各科目の算出根拠が明確かどうか。また事業計画と整合するか。
	指定管理料の評価指数 (Qi) *
7 運営実績 (全 3 点)	H21～H30 の期間評価の結果を今回選定時に反映
8 平等利用が確保できること (必須)	平等利用の確保が困難であるような基本方針や事業計画と判断する場合は失格とする。委員のうち 1 人でも失格と判断した場合は指定管理者の候補者となる資格を失う。
<p>* 指定管理料の評価点 $Q_i = 4 \text{点} \times (C_{\min} / C_i) \times (P_{\max} / 96 \text{点})$</p> <p>$Q_i$: 申請者 i の指定管理料の評価点</p> <p>C_{\min} : 全申請者の提案金額のうち最も低い金額 (0 円の場合は 1 円とする。)</p> <p>C_i : 申請者 i の提案金額 (年度により金額が異なる場合は 5 年間の平均)</p> <p>P_{\max} : 全申請者の指定管理料以外の評価点計のうち最大の評価点計。</p>	

5 指定管理者候補者の選定

(1) 指定管理者候補者

団体の名称	沼津市宮本字元野 5 番地の 2	社会福祉法人あしたか太陽の丘
団体の概要	昭和 52 年の法人設立以来、一貫して障害者の日常生活の自立と職業前訓練及び職業準備訓練を通して就労意欲の涵養と雇用就労を進め、就職後は安定した職業生活が送れるよう定期的な巡回支援を実施することにより、障害者の地域生活を支える施設として知的障害者、身体障害者の社会参加を推進してきた。	

<p>提案の概要</p>	<p><職員の研修計画> 職員を質を担保し、充実した利用者支援に資するため、資格取得の補助制度を設けるなど、外部研修に積極的に参加できる体制を整えることに加え、法人内部研修、所内研修の充実を図る。</p> <p><地域移行の促進> 利用者が適切な進路先に移行できるよう、入所した年度から毎年、本人、家族、援護機関、相談支援事業所及び富士見学園による「利用者相談会」を行う。また、退所決定時には、これらのメンバーに退所後に利用するサービス事業者を加え「地域移行会議」を行い、円滑な地域移行をサポートする。</p> <p><地域定着の支援> 退所後3ヶ月以内に進路先のサービス事業所に訪問し、利用者とサービス事業所の話聞き、状況確認と地域移行の問題点等に対し、助言と必要な調整・援助を行う。</p> <p><強度行動障害のある利用者への支援> 視覚化・構造化の取組により、利用者が落ち着いた生活を送れるよう支援するとともに、考案した支援方法手順書やツールは、次の進路先でも活用できるよう、進路先のサービス事業所に引継を行う。</p>
<p>県が支払う委託料の提示額</p>	<p>平成31～35年度：各年度19,000千円 <u>計95,000千円</u></p>

(2) 選定経過

<p>申請者</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="512 1424 852 1520"> <p>沼津市宮本字元野 5番地の2</p> </td> <td data-bbox="852 1424 1366 1520"> <p>社会福祉法人あしたか太陽の丘</p> </td> </tr> </table>	<p>沼津市宮本字元野 5番地の2</p>	<p>社会福祉法人あしたか太陽の丘</p>
<p>沼津市宮本字元野 5番地の2</p>	<p>社会福祉法人あしたか太陽の丘</p>		
<p>選定経過</p>	<p>平成30年10月26日(金)に静岡県立富士見学園指定管理者選定審査会を開催し、申請者によるプレゼンテーション(事業計画の説明)、選定審査会委員によるヒアリングを行った結果、社会福祉法人あしたか太陽の丘を指定管理者の候補者とするについて、適当であるとされた。</p>		
<p>審査にあたっての考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審査ではプレゼンテーション及びヒアリングを行い、事業計画で示された提案内容を採点・集計し、総合点により指定管理者候補者として最も適当な法人を1者選定する。 ・申請者が1者であったため、総合点を確認した上で、選定審査会として申請者が富士見学園の指定管理者として適当であるかどうかについて意見を取りまとめる。 		

審査結果	<採点>		
	審査項目	配点	採点(平均)
	1 管理を安定して行う能力	12	11.20
	2 職員体制の確保及び移行計画	21	20.40
	3 適切なサービスの提供	33	26.20
	4 権利擁護等に関する取組	9	7.00
	5 危機管理対策	6	5.20
	6 効果的な運営、適切な施設管理	16	14.08
	7 運営実績	3	2.80
	8 平等利用が確保できること	必須	○
	合計	100	86.88
講評等	<選定審査会としての意見>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・上記採点結果を踏まえ、社会福祉法人あしたか太陽の丘が富士見学園の指定管理者として適当であるとの意見を取りまとめた。 ・現指定管理期間において、法改正に伴う利用者ニーズの大幅な変化があったにもかかわらず、柔軟な施設運営を行い対応してきたことは高く評価できる。 ・利用者の重度化を踏まえ、利用年限にとらわれることなく、より柔軟で質の高い支援が提供されるよう、十分にアセスメントを行った上で個別支援計画を作成し、地域移行を進めることを期待する。 ・利用者の重度化に対応するには支援の質の着実な向上を図る必要があるため、指定管理期間中の具体的な研修計画を策定し、それに基づいた人材育成を進めることを求める。 		